# 電子申請・オンライン決済に関する

## 手続の流れ・よくある問合せについて

1 手続の流れ

(1) 電子申請・オンライン決済 or 紙納付書による納付で許可申請を行う。

#### 2 よくある問合せ

- (1)どの手続が電子申請の対象ですか。
- (2)添付できるデータ容量について
- (3)添付データの容量が大きく、添付できない場合
- (4)添付できるデータ形式について
- (5)物件が11以上ある場合、様式データはどこで入手できますか。
- (6)申請書の控えが欲しい場合
- (7)申請内容確認画面はどこから見ることができますか。
- (8) 電子届出後、豊田市から3週間経過してもメールが届かない場合
- (9)提出した届出書・添付資料の内容に誤りがあり訂正したい場合
- (10)入力中のデータを一時保存できますか。

#### 1 手続の流れ

(1) 電子申請・オンライン決済 or 紙納付書による納付で許可申請を行う。

 
 STEP1
 添付データやオンライン決済方法を確認する。

 豊田市ホームページ「屋外広告物許可申請」で申請様式、屋外広告物物件調書その1、安全点検報告書、屋外広告物物件調書 その3以外の添付するデータを確認してください。

なお、物件が11以上ある場合、屋外広告物物件調書その1、 安全点検報告書、屋外広告物物件調書その3のデータ(PDF 等)が必要です。

また、豊田市ホームページ「<u>電子申請・届出システム</u>」でオン ライン決済できる対応決裁手段(クレジットカード決済等)及 び決裁画面の操作方法をあらかじめご確認ください。

- STEP2 <u>専用フォームにアクセスする。</u> 豊田市ホームページ「<u>屋外広告物許可申請</u>」にある許可申請フ ォームから、専用ページにアクセスしてください。 (注意)許可申請の種類、手数料の納付方法によって、 アクセスするページが異なります。
- STEP3
   専用フォームで申請内容の入力及びデータ(PDF等)を添付

   する。

   入力フォームは各項目に従い入力や選択を行ってください。
- STEP4 仮受付メールが届く。 申請を終えると、豊田市から仮受付に関するメールが届きま す。補正が必要な場合は別途連絡がありますので、内容を確認 し補正したデータを再送付等してください。
- <u>STEP5</u> <u>受付メールが届く。手数料の納付を行う。</u>
  - 豊田市から申請に関する正式な受付に関するメールが届きま す。オンライン決済であればオンライン決済専用フォームの 案内が、紙納付書による納付であれば後日納付書が届きます。 手数料の納付をしてください。
- STEP6
   許可書等が郵送される。

   入金確認後、許可書等が郵送されますので、受領してください。

### 2 よくある問合せ

- (1) どの手続が電子申請の対象ですか。
  - ・屋外広告物許可申請
  - ・屋外広告物更新許可申請
  - ·屋外広告物変更 · 改造許可申請
- (2) <u>添付できるデータ容量について</u>
   一回の申請で添付できるデータ容量は20MBまでです。
   できるだけPDFデータファイル形式に1つにまとめるなどしてください。
- (3) 添付データの容量が大きく、添付できない場合 別途Eメールで添付できなかったデータを豊田市建築相談課メールア ドレス(<u>keikan@city.toyota.aichi.jp</u>)に送付してください。なお、 メールの本文に「容量が大きいため、未添付の残りデータを送付する」 旨を記載してください。
- (4) <u>添付できるデータ形式について</u>
   システムで添付できるデータ形式は以下のとおりです。
   PDFデータファイル形式での添付を推奨しています。
   pdf、doc、docx、jpeg、jpg、pptx、xls
- (5) <u>物件が11以上ある場合、様式データはどこで入手できますか。</u>
   下記リンクからダウンロードできます。
   【リンク】市ホームページ「<u>屋外広告物許可申請関係様式</u>」
- (6) <u>申請書の控えが欲しい場合</u> オンライン申請の場合、控えは発行しておりません。従来どおり紙媒体 による申請を行ってください。なお、申請内容はシステム内「申込内容 照会」メニューで確認することができます。
- (7) <u>申請内容確認画面はどこから見ることができますか。</u> 下記リンクにアクセスし、申込画面・通知メールに記載された整理番号 及びパスワードを入力すると見ることができます。 【リンク】<u>あいち電子申請・届出システム「申込内容照会」</u>

- (8) <u>電子届出後、豊田市から3週間経過してもメールが届かない場合</u>
   3週間経過してもメールが届かない場合は、お手数ですが豊田市建築 相談課(電話:0565-34-6649、メールアドレス: <u>keikan@city.toyota.aichi.jp</u>)にお問合せください。
- (9) 提出した届出書・添付資料の内容に誤りがあり訂正したい場合
   別途Eメールで「資料に誤りがあり、訂正したい」旨を豊田市建築相談
   課メールアドレス(keikan@city.toyota.aichi.jp))に送付してくだ
   さい。システム上で改めて資料が添付できるように手続を行います。
- (10) 入力中のデータを一時保存できますか。
   できます。申請フォーム下部にある「入力中のデーター時保存・読み込み」から保存又は読み込みをすることができます。
   ただし、添付ファイルは一時保存されませんので、ご注意ください。
   (画面下部イメージ)

<b>確認へ進む</b> >
入力中のデータを一時保存・読み込み
【申込データー時保存、再読込み時の注意事項】 ・添付ファイルは一時保存されません。再読込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。 ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。 ・システムに読込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読込めませんので、ご注意ください ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。
<ul> <li>「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。</li> <li>※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。</li> <li>※一時保存した申込データを再度読み込みます。</li> <li>▲ 入力中のデータを保存する</li> </ul>